

青森県報

第三千九百三十四号

平成二十六年
十二月十五日
(月曜日)

目次

告 示

地域の少子化の課題に関する調査の実施……………	(こども)	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(みらい課)	一
……………	(障害福祉課)	二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課)	二
林業用種苗生産事業者の登録……………	(林 政 課)	六
二級建築士の免許の取消し……………	(建築住宅課)	六
建設業者の許可の取消し……………	(上北地域 県 民 局)	六

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(事務局) ……七

正 誤

平成二十六年十二月二日号外第八十六号選挙管理委員会中

選挙管理
委員会
事務局 ……八

告 示

青森県告示第八百四十八号

地域の少子化の課題に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的

県民の結婚や子育てに関する意識やニーズ等を把握し、地域の特性に応じて、それぞれの地域課題に対応した有効な少子化対策を講じていくための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲

県内在住の十六歳未満の子どもの保護者、二十歳から三十九歳までの者、五十歳から六十九歳までの者
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 世帯の状況
 - (二) 結婚や子育てに関する意識
 - (三) 結婚や子育てに関する行政への展望
 - 2 報告を求める基準となる期日は、平成二十六年十二月十五日とする。
- 四 報告を求める者

住民基本台帳等から無作為抽出した十六歳未満の子どもの保護者、二十歳から三十九歳までの者、五十歳から六十九歳までの者二千名とする。
- 五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付、記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。
- 六 報告を求める期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年一月十日までとする。

青森県告示第八百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 社会福祉法人拓心会	主たる事務所の所在地 五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	名称 ワークのれそん	平成二六・二・三〇
就労継続支援B型	名称 ワークのれそん	所在地 五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の一	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール下田
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 伊藤眞

変 更 前	変 更 後	変更年月日
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五 の二 代表取締役 梅本和典	変更無し	
株式会社メガスポーツ 東京都中央区日本橋蠣殻町二丁目 三六の五 代表取締役 南山学	変更無し	
株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の二二 代表取締役 金入忠清	株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の二二 代表取締役 金入健雄	平成二六・二・三〇
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	変更無し	
株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一四九 代表取締役 小泉輝美	変更無し	
株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の一六 代表取締役 北村正志	変更無し	
有限会社みますや 上北郡おいらせ町上明堂一〇五の 二 代表取締役 三浦了	変更無し	
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇 の七 代表取締役 上田稔夫	変更無し	
丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 の三 代表取締役 楡金洋二	変更無し	

株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三 の五 代表取締役 山田太郎	株式会社エクセルワールド 十和田市大字相坂字小林一三〇の 五 代表取締役 小山田敬	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 代表取締役 佐々木博一	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 山田幸雄	株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の 五 代表取締役 馬場昭典	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 松井博史	株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	As・meエステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 神谷町センタービルプレイス五階 代表取締役 丸山雅史	株式会社大竹菓子舗 十和田市東一番町七の二八 代表取締役 大竹正美	北向産業株式会社 ○上北郡おいらせ町上谷地二四の一 代表取締役 北向勝志
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 神谷和秀	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し
						二六・八・六				

株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	有限会社ファミリープラザるくの 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 六の一 代表取締役 下道元次郎	有限会社北上青果 十和田市東二十四番町一八の六 代表取締役 北上孝穂	有限会社ビルメン田中 上北郡おいらせ町阿光坊一〇五の 一四 代表取締役 田中勉	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬 一〇の一 代表取締役 岩佐行弘	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の一 代表取締役 吉竹英典	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	株式会社市川屋 上北郡おいらせ町上明堂九三の二 代表取締役 木村雅行	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋長英	株式会社ブルーヴィン 八戸市内丸一丁目二の七 代表取締役 戸川康雄	有限会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺幸二
変更無し	有限会社ファミリープラザるくの 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 六の一 代表取締役 下道康夫	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	株式会社ブルーヴィン 八戸市内丸一丁目二の七 代表取締役 戸川康雄	株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗
	二六・二・三							二六・一・三	一七・三・九	二六・九・一

株式会社夢や 代表取締役 安東恵美子	有限会社ツキウ時計店 代表取締役 月館雄司	株式会社パレモ 代表取締役 小田保則	株式会社ブルービープランニング 代表取締役 栗城幸一	株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一	タワレコード株式会社 代表取締役 嶺脇育夫	株式会社三鈴 代表取締役 岡藤一朗	株式会社ハピネス・アンド・デイ 代表取締役 田泰夫	株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏	株式会社ワールドリビングスタイル 代表取締役 西川信一	株式会社ヴィレッジヴァンガード 代表取締役 白川篤典
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し

株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治	株式会社ハウディ 代表取締役 小林敬一	株式会社アルファベットパステル 代表取締役 濱田一康	株式会社アイウオーク 代表取締役 栗原裕	株式会社アフリカタロウ 代表取締役 江見いつみ	株式会社ムカイ 代表取締役 向井正太郎	株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田信夫	株式会社カーム 代表取締役 小野澤成四	株式会社バリュープランニング 代表取締役 井元憲生	株式会社西松屋チエーン 代表取締役 大村禎史	株式会社青木商店 代表取締役 青木信博
変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し
				三六・二六						

株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 加賀純一	変更無し	
足立編織株式会社 弘前市大字城東中央三丁目七の七 代表取締役 足立良資		二六・八七
有限会社ツツキフードサービス 八戸市湊町本町四三 代表取締役 月館雄司	変更無し	
株式会社DCグループ 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一七 代表取締役 佐藤義昭	変更無し	
株式会社中央コンタクト 静岡県静岡市葵区伝馬町三の一深 尾ビル三階 代表取締役 藤本亮吉	変更無し	
株式会社岡崎特機 愛知県岡崎市六名南一丁目一の三 代表取締役 武山守	変更無し	
株式会社アイジーエー 福井県越前市矢放町一三の八の九 代表取締役 五十嵐昭順	変更無し	
株式会社クロスカンパニー 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 石川康晴	変更無し	
株式会社トリニティアーツ 東京都千代田区丸の内三丁目四の 一 代表取締役 木村治	変更無し	
ローアシュレイジャパン株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 前川浩司	変更無し	
株式会社F・O・インターナシヨ ナール 兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 四の一 代表取締役 小野行由	変更無し	

有限会社シーガルデイレクシヨ ン 秋田県大館市清水四丁目七の一 の三 代表取締役 小畑賢	変更無し	
株式会社ワコール 京都府京都市南区吉祥院中島町二 九 代表取締役 安原弘展	変更無し	
株式会社ディーエイチシー 東京都港区南麻布二丁目七の一 代表取締役 高橋芳枝	変更無し	
株式会社長寿乃里 神奈川県横浜市西区みなとみらい 三丁目六の三MMパークビル二二 階 代表取締役 富田健介	変更無し	
株式会社ホットランド 宮城県石巻市大街道北一丁目一の 一六 代表取締役 佐瀬守男	株式会社ホットランド 東京都中央区新富一丁目九の六 代表取締役 佐瀬守男	二六・一・一
株式会社ANA P 東京都渋谷区神宮前二丁目三一の 一六 代表取締役 家高利康	二六・三・八	
株式会社ジェイアイエヌ 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 四 代表取締役 田中仁	二六・二・三	

四 届出年月日
平成二十六年十一月二十五日

五 届出書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場
2 期間
平成二十六年十二月十五日から平成二十七年四月十五日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年四月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次とおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	生産事業者	生産事業の種類	生産事業の内容	事業名称	所在地
二六・三・一	平成二六・三・一	老久保洋	三戸郡三戸町大字久保七三		幼苗木	幼苗木以外	老久保洋	三戸郡三戸町大字貝守

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

伊東良一

二 登録番号

第二三三三三号

三 取消年月日

平成二十六年十二月五日

四 取消しの理由

平成二十六年十月二十六日に死亡したことが、届出により確認された。このことが、建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社戸来塗装

二 代表者の氏名 澤井 満

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十二番町一八の二九の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇五〇一号

五 取消年月日 平成二十六年十一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年八月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

平成二十六年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、六一三 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二四一、三三一 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万

を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	七、三一六 人
西津軽郡選挙区	五、九四九 人
南津軽郡選挙区	六、六七四 人
北津軽郡選挙区	七、九九六 人
上北郡選挙区	二八、一四〇 人
三戸郡選挙区	二〇、五六八 人
青森市選挙区	八二、二一三 人
弘前市選挙区	五〇、二二七 人
八戸市選挙区	六五、一五八 人
黒石市選挙区	九、八四三 人
五所川原市選挙区	一九、八六四 人
十和田市選挙区	一七、六八七 人
三沢市選挙区	一一、〇〇六 人
むつ市選挙区	二一、九七六 人
つがる市選挙区	九、九五六 人
平川市選挙区	一一、三一一 人

正

誤

平成26年 外第八六号	発行年月日 番号
青森県選挙管理 委員会告示	区 分
第七二号	番 号
二	ページ
上	段
一〇	行
二五五、一四五人	誤
二四一、三五九人	正

選挙管理委員会事務局

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭